

各位

うきは市（財政課）

うきは市建設工事等入札参加資格事業所基準について（お知らせ）

日頃より、市発展にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、うきは市においては、建設工事に係る入札参加資格について、競争性の確保と地元企業の育成の観点等より、慎重に検討をかさねてまいりました。

つきましては、下記のとおり「うきは市建設工事等入札参加資格事業所基準」の見直しをおこない、競争性の確保を第一に考えながら、地元企業の育成、地域の活性化を図ることとしましたのでお知らせします。

なお、見直し後の基準は、平成23年4月から適用することとしていることを申し添えます。

記

うきは市建設工事等入札参加資格事業所基準：見直し後

1. 資格業者の定義

市内業者（次のアからウのいずれかに該当するもの）

ア 市内に本店（社）を設置している法人

イ うきは市の区域で創業した法人で、現在本店（社）は市外に移しているが、**建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、その他の営業所をうきは市内に設置している法人**
ただし、当該営業所がうきは市競争入札資格者名簿に平成22年8月1日時点で登録されており、かつ継続して登録されている法人に限る

ウ 個人経営の市内の事業所にあつては、その経営を行う者がうきは市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されていること

準市内業者

市内に支店（営業所）、事業所を設置している市内業者以外の法人又は個人で、事務所、看板、電話、什器備品、法令に基づく技術者の配置など支店（営業所）としての機能を備えている業者

市外業者

、 以外の業者

2. 附則

改正後の基準は、平成23年4月1日より適用する。